

龍郷町過疎地域持続的発展計画

(令和8年4月～令和13年3月)

鹿児島県大島郡龍郷町

龍郷町過疎地域持続的発展計画 目次

第1章 基本的な事項

1. 龍郷町の概況	1
(1) 自然的、歴史的、社会・経済的諸条件	1
(2) 過疎の状況	2
(3) 社会経済的発展の方向	2
2. 人口及び産業の推移と動向	2
3. 行財政の状況	4
4. 地域の持続的発展の基本方針	6
5. 地域の持続発展のための基本目標	6
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	6
7. 計画期間	7
8. 公共施設等総合管理計画との整合	7

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点	7
(1) 移住・定住	7
(2) 地域間交流の促進	7
(3) 人材育成	8
2. その対策	8
3. 計画	9

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点	9
(1) 農業	9
(2) 林業	10
(3) 水産業	10
(4) 地場産業の振興	11
(5) 企業誘致	11
(6) 起業の促進	12
(7) 商工業	12
(8) 情報通信産業	12
(9) 観光	13
2. その対策	13
3. 計画	16
4. 産業振興促進事項	17

第4章 地域における情報化	
1. 現況と問題点	18
2. その対策	18
3. 計画	19
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	
1. 現況と問題点	19
(1) 国道、県道及び町道、港湾の整備	19
(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	19
(3) 交通確保対策	20
2. その対策	20
3. 計画	21
第6章 生活環境の整備	
1. 現況と問題点	23
(1) 上水道	23
(2) 生活排水処理	24
(3) 廃棄物処理	24
(4) 消防・救急施設の整備	25
2. その対策	25
3. 計画	26
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1. 現況と問題点	26
(1) 安心して子どもを産み育てるための対策	26
(2) 子どもの保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
(4) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
2. その対策	28
3. 計画	29
第8章 保健・医療の確保	
1. 現況と問題点	30
2. その対策	30
3. 計画	30
第9章 教育の振興	
1. 現況と問題点	31
(1) 公立学校施設の整備等	31

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	31
2. その対策	31
3. 計画	32

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点	32
2. その対策	33
3. 計画	33

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点	33
2. その対策	33
3. 計画	34

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点	34
2. その対策	34
3. 計画	34

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点	34
2. その対策	35
3. 計画	35

参考資料

・ 過疎地域持続的発展特別事業一覧	35～37
-------------------	-------

第1章 基本的な事項

1. 龍郷町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

①自然的条件

鹿児島から南西へ380km、北緯27度～29度に連なる奄美群島で最大の島・奄美大島の北部に位置し、総面積82.08km²の町である。町西部は南北に連なる長雲山系で奄美市名瀬に接し、東部は赤尾木地峡を経て空の玄関口奄美市笠利町に接している。また、広大な海域に恵まれ天然の良港を形成している。

町内は、標高300m前後の長雲山系により、荒波（あらば）地区と内場（うちば）地区に分断されている。総面積の約9割はイタジイを主体とする広葉樹やリュウキュウマツで覆われた山林原野である。気温は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は21℃程度、降雨量は年平均2,900mm前後で、四季を通じて温暖多雨である。特に、梅雨期と夏から秋にかけての台風シーズンの降雨量が多く、1日当たり235mmを記録した年もある。また、台風常襲により、人家や農産物に被害を受けているほか、冬期の季節風も強く、農業をはじめとする第1次産業の振興にとって大きな阻害要因となっている。

②歴史的条件

明治41年4月1日、島しょ町村制の実施で「龍郷村」が編成され、現在の行政区画が誕生した。太平洋戦争終結後の昭和21年1月28日には、連合軍総司令部との覚え書きにより奄美群島は本土から行政分離され、昭和28年12月25日に日本に復帰するまでの8年間、米国軍政府の統治下に置かれた時代もあった。昭和50年2月に町制が施行され「龍郷町」となる。

③社会・経済的條件

基幹産業として昭和50年代は大島紬製造が盛んであったほか、さとうきびを主体とする複合経営農業が行われてきた。

大島紬は、全国的な和装需要の低迷により減反が続いているため、紬製造業者の廃業や生産従事者の高齢化・担い手不足が見られ、将来的には「大島紬産地」としての存続が危ぶまれる状況である。一方、農業をはじめとする第1次産業においては、台風の常襲や奄美特有の病害虫の発生、さらには生産基盤整備の立ち後れや消費地である本土までの輸送コスト負担等、外海離島ゆえの様々な障壁を抱えている。

観光の分野では、名瀬港への大型クルーズ船の寄港や、首都圏と奄美を結ぶLCC（格安航空会社）の就航等により、入込客が増加傾向にあるほか、奄美群島国立公園の指定や世界自然遺産登録により今後さらなる人流の変化が想定される。その受け皿として民間投資による宿泊施設の整備等が進められているものの、全体的には宿泊施設の不足や観光関連施設整備の遅れなど観光客の受入体制が十分とはいえない状況にあり、通過型の観光地になっているのが現状である。

(2) 過疎の状況

国勢調査による本町の人口は、昭和 55 年と令和 2 年の総数を比較すると 5.2%の減少となっている。特筆すべきは、若年者の人口の減少が著しく、近年の少子化傾向もあいまって急速に高齢化が進行している点である。15 歳から 64 歳までのいわゆる生産年齢人口の割合が減少し、若年労働力の減少による地域活力の低下が懸念されている。

人口減少の要因としては、本町の基幹産業であった大島紬製造業が衰退し、若者を中心に人口流出が続いたことが考えられる。減少幅が著しい奄美群島他市町村と比較すると緩やかに推移しているが、生活基盤の維持や農林水産業における後継者不足など多くの課題が山積されており、過疎対策はこれまで以上に必要不可欠なものになっている。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

大都市圏への人口一極集中の是正等が重要となる中で、過疎地域の果たす役割も増大しており、地域の特性を生かした基盤整備や産業構造の見直し等が求められている。また、近年は奄美群島国立公園の指定や世界自然遺産への登録を契機に自然への関心が高まり、海や山などの自然環境を利用した農林水産業、観光、健康増進等も脚光を浴びつつある。

このようなことから、第 1 次産業と観光産業を軸とし、若者を中心とした住民の就業の場の確保、交流・関係人口の増加等を実現するため、地域住民や民間団体のアイデア・活力も活用して、地域振興を図る上で重要な仕事・人材・住居の確保を念頭に、「自然と人、人と人のつながりを感じられる魅力的なまち」、「将来にわたって持続可能なまち」を目指し、地域の強みを生かした複合産業の振興を推し進める。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期において、若年層を中心に大量の流出が続き、昭和 35 年 8,343 人であった人口も昭和 45 年 6,610 人、昭和 55 年 6,136 人と年々減少を続けてきた。その後、昭和 60 年に 6,183 人と一時的に人口増加傾向を示したが、平成 2 年に、5,967 人とはじめて 6 千人台を下回った。平成 12 年以降は 6,000 人前後で推移しており、平成 27 年では 5,806 人、令和 2 年では 5,817 人となっている。

若年層（15～29 歳人口）は昭和 55 年から令和 2 年の間では 597 人減少した一方、65 歳以上の人口は 864 人増加し、令和 2 年の高齢者比率は 32.8%（1,906 人）となり、少子高齢化が顕著となっている。

本町の今後の人口動向は、生活圏を一にする近隣市町村の影響を受けるが、少子高齢化の進展に加え高等教育機関や雇用場の不足等による若年者の島外流出、さらに基幹産業であった大島紬製造業の構造的不況により減少傾向が続くものと思われる。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、このまま推移した場合、2050 年の人口は 5,088 人まで減少（令和 2 年比 12.5%減）すると見込まれている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

区分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,136		5,967	△2.8	6,002	0.6	5,806	△3.3	5,817	0.2
0 歳～14 歳	1,421		1,237	△12.9	953	△23.0	929	△2.5	918	△1.2
15 歳～64 歳	3,673		3,403	△7.4	3,303	△2.9	3,094	△6.3	2,993	△3.3
15～29 歳 (a)	1,095		813	△25.8	668	△17.8	550	△17.7	498	△9.5
65 歳以上 (b)	1,042		1,327	27.4	1,746	31.6	1,779	1.9	1,906	7.1
(a)／総数 若年者比率	17.8		13.6	—	11.1	—	9.4	—	8.6	—
(b)／総数 高齢者比率	17.0		22.2	—	29.0	—	30.6	—	32.8	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (地域経済分析システム RESAS)

(単位: 人、%)

区分	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年	
	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率
総数	5,463	△5.9	5,238	△4.1	5,020	△4.1	4,806	△4.2	4,593	△4.4
0 歳～14 歳	883	△4.9	830	△6.0	771	△7.1	722	△6.3	686	△4.9
15 歳～64 歳	2,621	△15.2	2,426	△7.4	2,315	△4.5	2,184	△5.6	2,065	△5.4
65 歳以上 (c)	1,959	10.1	1,982	1.1	1,934	△2.4	1,900	△1.7	1,842	△3.0
(c)／総数 高齢者比率	35.8	—	37.8	—	38.5	—	39.5	—	40.1	—

(2) 産業の推移と動向

本町の産業の推移について就業人口をみると、総数については昭和 45 年から 60 年まで、ほぼ横ばい状態を示していた。しかし、その後の 10 年間では大島紬離職者に起因すると思われる大幅な就業人口の減少により、平成 22 年は 2,240 人と減少している。

このうち、第 1 次産業就業者数は昭和 35 年、全体の 52.9%であったが、昭和 45 年には 21.2%、さらに昭和 55 年には 8.8%と総就業者数の 1 割弱に落ち込んでいる。これは、米の生産調整に伴う農業所得の伸び悩みにより、農業就業者が大島紬製造業や建設業に大量に移行したため、これを示すように第 2 次産業の就業人口比率は昭和 35 年、35.0%であったものが、昭和 45 年、62.5%と 10 年間で急激な伸びを見せた。しかし、この第 2 次産業の伸びも昭和 55 年以降は頭打ちの状態となり、平成 22 年の第 2 次産業の就業人口比率は 26.4%と大幅な落ち込みをみせている。

また、和装需要の低迷等により年々生産が落ち込んでいる大島紬製造業の影響を受け、第 2 次産業の就業人口は、今後、横ばいあるいは微減傾向を示すものと思われる。一方、

第3次産業については、国内において海外からのインバウンドの旅行客が増加していることに加え、奄美群島航路・航空路運賃軽減事業や、奄美群島誘客・周遊促進事業、奄美・沖縄連携交流促進事業等により、海外や首都圏からの誘客が見込まれることから、観光関連サービスのニーズが高まっており、今後も、第3次産業の比率が高まることが予測される。

3. 行財政の状況

(1) 行財政の状況

バブル崩壊後の長引く景気停滞と本格的な人口減少局面の中、地方財政においては、地方交付税の原資である法人2税を中心とする税収が低迷する一方で、少子高齢化に伴う扶助費の増大など、交付税所要額が大幅に増加したことにより、交付税財源の不足が生じている。このような大変厳しい財政状況にある中、景気対策への取り組み、介護保険制度の実施をはじめとする地域福祉施策の充実に対処することが必要であることから、経費全般について徹底した節減合理化を推進することを基本として、限られた財源の重点配分と効率化に徹し計画されている。

今後、本町が地域社会における総合的行政主体としてこれらの行政需要に応えていくためには、財政の健全化を維持しつつ、その責任において行うべき仕事をより一層計画的かつ効率的に遂行していかなければならない。また、これまでの地方行政は、どれだけ多くの予算を国から獲得してくるかを追い求めてきた。しかし、自己決定・自己責任が原則とされる地方分権下の地方行財政を考慮したとき、厳しい国の財政状況の下、これからは予算をいかに節約し有効に使うか、どれだけ効率的に事業を行えるかが問われてくることから、的をしぼった効率的な財政運営と、起債に依存する財政からの脱却を図る必要がある。

このためには、本町の財政状況及び行政水準を把握しながら、行政供給の緊急度を適切に判断するとともに、全国的な行財政運営の傾向と本町の動向を把握する必要がある。また、今後の多様化・高度化する住民の行政ニーズに的確に対応していくためには、限られた財源を有効かつ効率的に運営しながら、本町の実態に即した各種施策の実施に努めるとともに、各分野の財政需要を調整しながら長期的視野に立ち、計画的・効率的な財政運営を行うことが何よりも大切になっている。

本町の財政状況は、依然として国県支出金及び地方債等の特定財源によって賄われており、令和5年度末の地方債残高は、72億6,364万8千円と本町の年間予算を上回っている。また、実質公債費比率は令和5年度において8.9%、経常収支比率は88.0%となっており、財政の硬直化が見られる。今後、地方債の抑制に努めるなど、この現状から脱却を図るべく、財政の健全化に向けての取り組みを強化する必要がある。

このような情勢のもとで、歳出面においては経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに生活関連施設等の整備と本町の特性を生かした個性豊かで魅力ある地域づくり、ふるさとづくりを推進するため必要な地方単独事業費の確保に努めるなど、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹しなければならない。

表 1-2 (1) 町財政の状況 (地方財政状況調査)

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	5,977,792	5,424,828	7,009,676
一 般 財 源	3,091,285	3,601,264	4,073,488
国 庫 支 出 金	965,943	650,603	1,563,871
都 道 府 県 支 出 金	460,908	399,609	471,976
地 方 債	707,902	696,921	715,281
うち 過 疎 債	322,900	223,200	161,900
そ の 他	751,754	76,431	185,060
歳 出 総 額 B	5,863,227	5,339,682	6,787,705
義 務 的 経 費	2,162,175	2,139,506	2,624,229
投 資 的 経 費	1,670,621	935,704	1,173,155
うち 普 通 建 設 事 業	1,423,064	935,704	1,171,905
そ の 他	2,030,431	2,264,472	2,990,321
過 疎 対 策 事 業 費	389,247	907,872	289,335
歳入歳出差引額 C (A-B)	114,565	85,146	221,971
翌年度へ繰越すべき財源 D	26,538	7,824	139,997
実 質 収 支 C-D	88,027	77,322	81,974
財 政 力 指 数	0.17	0.17	0.17
公 債 費 負 担 比 率	20.1	18.7	17.6
実 質 公 債 費 比 率	13.4	10.3	9.4
起 債 制 限 比 率	-	-	-
経 常 収 支 比 率	89.8	88.7	85.2
将 来 負 担 比 率	44.2	-	-
地 方 債 現 在 高	6,648,329	6,959,457	7,201,286

(2) 施設整備水準の状況

本町の主要公共施設の整備水準についてみると、生活・経済活動の基盤となっている町道整備率は、令和2年度末で改良率77.2%、舗装率77.3%と整備率は未だ低い水準にある。これは、町道のうち集落内道路については、改良・舗装率とも高い水準で整備されているが、山間部や農地における町道については、未整備の区間があるため、町道の整備率が低い要因のひとつとなっている。

昭和40年から50年にかけて整備された道路や橋梁については、全般的に維持補修が必要な時期になっていることから、今後計画的な補修を進めていかなければならない。また、近年は自然環境の変化に伴うゲリラ豪雨や台風の大型化による自然災害の発生が見られることから、災害防止の観点から公共インフラ等の維持補修を進めていかなければならない。他にも、公民館等のコミュニティ関連施設や学校教育関連施設については老朽化が著しいため、今回の計画の中でも年次的に大型改修・施設整備を計画していく。

持続的発展の観点から、住民生活との関連が深い「ゴミ処理施設」、「汚泥再生処理施設」の運営や、「航路航空路運賃軽減」に係る負担金事業を継続することにより、外海離島における生活環境の保全と住民生活の負担軽減を図っていく。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (公共施設状況調査)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	20.2	49.5	56.8	62.2	77.2
舗 装 率 (%)	28.3	50.3	58.5	63.4	77.3
農 道					
延 長 (m)	—	—	21,538	21,538	22,544
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	35.9	50.7	57.0	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	9,149	9,149	9,149
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	2.8	1.5	1.5	—	—
水 道 普 及 率 (%)	93.0	99.6	99.6	100	100
水 洗 化 率 (%)	—	—	61.9	82.2	95.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	—	—	—	—	—

4. 地域の持続的発展の基本方針

近年は過疎地域の豊かな自然環境が見直され、人間性の追求やゆとりある生活空間の中で独自のライフスタイルを求める傾向にある。このような観点から本町をみると、亜熱帯の温暖な気候、海洋性・山岳性の恵まれた自然など都会では体験できない魅力ある生活空間があり、ゆとり・やすらぎをもって生活できる地域としての条件を備えている。

また、本町を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されたことで、特に奄美群島国立公園指定区域について適切な保護措置を講じていく必要がある。そのためには、自然の利用と保護の両立とあわせて、過疎地域の持続的発展を図るために「奄美群島成長戦略ビジョン」等に基づく各種施策を推進していく必要がある。

社会情勢の変化や本町の課題である「健全な行財政運営」「産業活性化対策」「少子高齢化対策」「環境保全対策」「過疎化による地域格差の解消」等を踏まえ、人がつくり出すものと自然そのものが持つ魅力の調和を目指すため「歴史と文化で創る活力と幸せが実感できるまちづくり」を基本理念に、本町の個性を生かした産業の振興、ゆとり・やすらぎを感じさせる環境づくり、地域に根ざした人づくりをまちづくりの基本方向とする。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指数	基準値	目標値 (令和 12 年)	備考
出生数	46 人 (令和 6 年)	46 人	町創生総合戦略
就業人口	3,322 人 (令和 6 年)	3,290 人台の推移	町創生総合戦略
市町村内総生産	21,976 百万円 (令和 6 年)	24,809 百万円	町創生総合戦略

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和 13 年度以降に町議会に報告するこ

ととする。

7. 計画期間

この期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

「龍郷町公共施設等総合管理計画」は、公共施設並びにその他の本町が所有する建築物及び工作物の管理状況が記載されており、龍郷町過疎地域持続的発展計画との整合性は取れている。

本町では、昭和50年代から平成10年代前半を中心に、町民の需要に応じて学校や公営住宅等の公共施設が建設されてきたが、近年、既存施設の老朽化とともに、少子高齢化や情報通信技術の高度化等といった社会変化に伴い、公共施設の利用需要に変化が生じており、今後の修繕・更新等には多額の費用が必要になると見込まれている。

こうした状況のなか、既存施設の個別管理計画を策定し、更に、「公共施設等検討プロジェクトチーム」において中長期的財政シミュレーションと連動させることにより、各施設の「更新」「統廃合」「長寿命化」等の施策を計画的に推進し、財政負担の軽減・平準化と公共施設の最適な配置の実現をはかりながら、行政サービスの水準を確保する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

本町は19歳～22歳の人口が極端に少ない年齢構成となっており、これは、高校卒業後に進学や就職で島を離れる若者が多いためである。20代後半から30代後半にかけて、島にUターンするケースもあるが、多くの出身者がそのまま本土で生活の地盤を固めて、島に戻らない状況にあることから、空き家の増加が課題となっている。一方、豊かな自然環境やシマの暮らしに魅かれて、Iターン希望者からの住居に関する相談が増えているが、これはLCCを利用して首都圏や関西圏から奄美大島に来やすくなったことで、観光地としての注目度が上昇したことに加え、移住先の候補として検討されやすくなったことが要因と考えられる。

現在、空き家の増加が懸念される一方で、住宅ニーズに対応出来ておらず、UIターン希望者の「龍郷町に住みたい」というニーズとのミスマッチや実際に住んでみると都会と集落のギャップから、定住に結び付かないミスマッチが発生している。そのためミスマッチの解消を図る必要がある。

(2) 地域間交流の促進

本町における交流活動については、西郷菊次郎を縁とした台湾宜蘭市、熊本県菊池市、京都府京都市、鹿児島県さつま町の5市町及び他地域で、特産品や広報紙による交流を行っており、民間レベルの交流への波及を図っていくほか、本土在住の出身者への広報紙の発送や郷友会との交流、町民や各種団体の町外研修などを行っている。

また、近年の教育旅行形態の変化を踏まえ、龍郷の自然や文化、地域住民との交流を体験することで、交流・関係人口の創出を図る「教育民泊」の受け皿整備も推し進めており、地域の活性化につなげる仕組みとして取り組んでいく。

さらに、大学生等のインターンシップを地元事業者が受入れ、経営課題の解決に向けた検討を行う「実践型インターンシップ」を実施しており、「教育民泊」と併せて若い世代との交流を促進することで、息の長い関係人口の創出を目指している。

くわえて、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、沖縄と奄美群島の地理・自然・歴史・文化などのつながりを踏まえ、「奄美・沖縄連携交流促進事業」も展開されている。

このように民間を含め町外との人・モノ・情報の幅広い交流を促進し、本町の魅力度の向上と情報発信を図っていく。また、今後は国内のみならず国外との多面的な交流を推進するとともに、国際化時代にふさわしい環境づくり、人づくりを進めていくことも必要である。

(3) 人材育成

本町の生産年齢の人口が減少予測となっており、今後は労働力不足や消費規模の縮小が予測される。持続可能なまちを実現するには、多様な人々が活躍できる社会環境づくりに取り組まなければならないため、多様性のある社会への関心や理解を促進させるとともに、国内外を問わず様々な人々と交流しながら、協力して豊かな地域社会を作り出すための体制づくりと人材育成が必要である。

また、本町では龍郷町男女共同参画基本計画が策定されており、女性の公職参加状況については鹿児島県の中でも上位である。町内事業所においても就労する女性の数は増え、地域においても様々な場面で男女ともに参画する機会は増えている一方、性別による固定的役割分担や慣習・慣行等、これらを解消する必要がある。近年の社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現や男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶への対応が課題となっている。

2. その対策

(1) 移住・定住

- ①「龍郷町移住ガイドセンター住もうディ！」の積極的な運営により、住宅ニーズへのミスマッチ解消を目指す。また、移住者からの総合相談窓口としての役割を目指す。
- ②地域おこし協力隊員による空き家の掘り起こしを行い、空き家バンク登録物件の充実を図る。
- ③空き家等対策協議会による空き家利活用や除却等を検討し、住みやすい町づくりに努める。
- ④移住や観光促進を狙った動画の制作と SNS を駆使した発信を目指す。
- ⑤自然や伝承文化を活かした体験プログラムや移住体験ツアー、教育民泊の提供を行う。

(2) 地域間交流の促進

- ①西郷菊次郎を縁とした、台湾宜蘭市、熊本県菊池市、京都府京都市、鹿児島県さつま町の5市町及び他地域との交流を、行政だけではなく青少年・婦人の地域間交流など民間

レベルでの交流へと発展していくことを目指すほか、関連ミュージカルを展開する。

- ②本土在住奄美出身者との交流を深め、人・物・情報の幅広い分野の交流により、町の活性化を図る。
- ③「地域活力創出事業」などを有効に活用することによって島外との交流を促進し、地域づくりリーダーの育成に努める。
- ④交流・関係人口構築のため「民泊」「教育民泊」の受け皿整備も推し進め、地域ぐるみで持続可能な仕組みづくりに取り組む。
- ⑤関係人口創出のため「インターンシップ受入れ事業」を実施する。

(3) 人材育成

- ①シニア世代活用企業への支援を行う。
- ②多様で柔軟な働き方(時短勤務、テレワーク、兼業)を推進している企業の表彰を行う。
- ③子ども博物学士講座の実施や中高生向けに島での仕事を学ぶ場を創出し、島の魅力を学び定住に繋げる。
- ④性別に関わりなくすべての人が能力を発揮できる機会が確保されるよう、教育や学習の推進、セミナーや広報といった啓発活動を通して男女共同参画の意識醸成を図る。
- ⑤男女の人権を侵害するあらゆる暴力を根絶するため、相談しやすい安心安全な体制を整備する。

3. 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	空き家対策運営補助事業	町	内容：空き家の有効活用補助 必要性と効果：定住・移住による地域の活性化が期待される。
		移住定住・住宅リフォーム等補助事業	町	内容：転入者向け住宅の確保 必要性と効果：定住の後押しに期待される。
	(地域間交流)	交流・関係人口拡大構築事業	町	内容：教育民泊、インターンシップ等の受入 必要性と効果：地域活力の維持に役立てられる。
	(人材育成)	子ども博物学士講座	実行委員会	内容：自然や歴史等の継承活動 必要性と効果：将来世代(小中学生)の育成に期待される。
		男女共同参画事業	町	内容：男女共同参画社会の実現 必要性と効果：性別で区分しない新たな人材育成が図られる。

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 農業

本町は温暖多雨な気候に恵まれ、亜熱帯作物の生産に適しているなどの有利性をもっている。しかし、台風による農作物への被害や冬春期の曇天による日照不足等、不利な条件も抱えている現状であり、また、林野率が約8割を占め耕地面積が狭いため経営規模の小さい農家が多いのが現状である。

このような条件のなかで、基幹作物であるさとうきびを中心として、果樹ではたんかん、パッションフルーツ、マンゴー、野菜ではかぼちゃ等が栽培され、畜産業では肉用牛生産が営まれている。

農業を取り巻く環境は、2020年の農林業センサスによると、本町の農家数は303戸となっており、1戸当り平均経営面積は0.5haにすぎず依然として経営規模が小さい現状である。また、高齢化、離農の進行により後継者・担い手の不足が懸念されるが、国の施策に基づく遊休農地の賃貸借による再利用を進めていくことが重点施策となる。

農地や農業用施設については、過去に整備した農業用施設の老朽化が進行していること、農地の区画等が未整備な地域があること、毎年イノシシ等による農作物への被害が発生していることから、農業経営の安定化、担い手の育成や農地集積を図るために、今後も農業基盤整備事業や鳥獣害被害対策事業を計画的に導入する必要がある。

また、農地や農業用施設の保全管理、農村地域の持つ多面的機能を保持するために、多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみでの活動を継続していくことが必要である。

このような現状を踏まえ、職業として魅力ある農業を確立するためには、認定農業者等担い手の育成やこれらの農業経営体への農地の集積や策定された地域計画の実現に向けた取組を進めるなど、望ましい農業構造の確立と農地の有効利用、特に遊休農地の利用が大きな課題となっている。

また、地域農業の基幹作物として、さとうきびの増産対策やたんかん、マンゴー、パッションフルーツ等の亜熱帯果樹の栽培技術の高位平準化や共販体制の確立、高速ブロードバンドを利用した計画的な出荷の検討、奄美子牛として将来のブランド化が期待されている肉用牛の振興を積極的に進める必要がある。

(2) 林業

本町の森林面積は、令和5年度において6,582haで本町総面積の約80%を占めており、そのうち町有林が約52%の割合で森林資源は豊富である。これらの森林は、イタジイを主体とする天然広葉樹林、シャリンバイ等の人工林等である。

一方、令和2年国勢調査による林業就業者は、本町総就業者の僅か0.1%を占めるにすぎず、林業の担い手不足や低生産性など林業を取り巻く経営環境が極めて厳しく、林業が産業として成り立っていない現実を物語っている。

このような厳しい条件の中、森林は経済的機能のみならず、水源かん養、防災等公益的機能を持ち、町土保全のうえから有用な資源であるため、今後は林道等生産基盤を整備し、森林資源の適正な管理と育成に努めるとともに、その有効活用を図る必要がある。

また、豊富な天然広葉樹の新たな用途開発など、生産性の高い林業の確立及び特用林産物の生産振興を図りながら、森林組合、林業担い手の育成に努める必要がある。

(3) 水産業

本町は、周辺を東シナ海と太平洋の広大な海域に囲まれ、天然礁による多くの好漁場に恵まれている。入り江の深い静穏な龍郷湾では、モズクの養殖やイカシバの投入も行われている。本町の漁業形態は、アジ類等の浮魚、アオダイ等の瀬物類を対象とした一本釣り漁業が営まれている。漁船は1ト未満の小型漁船が多く、生産性の低い漁業を余儀なくされている。このような状況の中、漁業資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少、高齢化の進行、後継者不足など、漁家の経営環境はますます厳しさを増しつつある。

このため、今後は豊かな海の保護の促進、つくり育てる漁業を積極的に推進するとともに、漁船規模の適正化や装備の充実、漁業技術の向上など漁業経営の安定化と活性化を図る必要がある。また、漁協の育成強化や後継者育成に努め、本町海域の特性を十分に生かし、本町の基幹産業の一翼を担う漁業振興に努める必要がある。また、近海漁場の形成に深くかかわっているサンゴ死滅の報告等から、サンゴを育苗・保護することが重要である。

一方、国民の自然・アウトドア志向の高まる中、余暇活動の一環として遊漁やモーターボート、スキューバダイビング等の親水性レクリエーションやブルーツーリズムが盛んになってきていることから、観光と連動した漁業の推進が必要となってきた。

(4) 地場産業の振興

昭和63年度に地場産品や未利用資源を活用した1.5次産業振興の拠点施設として「島育ち産業館」を整備した。これにあわせて町・農協・漁協等の出資により第3セクター「(株)島育ち館」が設立され、現在は町が直接管理することにより、ふるさと納税返礼品のPR等を含め1.5次産品の製造、販売委託契約を行っている。このような取組の結果、パッションやたんかん等のジュース、ゼリーやたんかんワイン、パイア漬、なり味噌など郷土色豊かな特産品の商品化が図られたほか、その原料となる地域資源の見直しや、農業振興への期待の高まり、地域の女性グループによる株式会社設立、生活研究グループ等によるむらおこし気運の盛り上がり等の波及効果が現れつつある。

しかしながら、今後とも原料となる農産物等の生産体制の確立、カット等の一次加工施設の整備、さらには国内だけでなく海外市場への販路拡大をにらんだ量販体制の確立と流通ルートの新規開拓、新たなふるさと納税返礼品開発等、特産品の流通販売所としての機能整備を図る必要がある。また、季節によって大量に水揚げされる魚種があるが、加工施設等の整備がなされていないことから、漁家の所得向上に結びついておらず、漁家の経営安定・生産意欲のさらなる向上を図る必要がある。

さらに本町では、平成20年からふるさと納税を実施しており、前述にあるような加工品の他、果物・黒糖焼酎・本場奄美大島紬などの特産品、宿泊やダイビング、泥染め体験等のサービスも返礼品として登録しており、地場産業・地場産品を全国各地へPRできる大切な販路となっている。一方で、寄附者が寄附をしてお礼品をもらって終わりではなく、実際に本町に足を運んでくれるような仕組み作りが必要となる。

(5) 企業誘致

本町では、雇用機会の拡大に向け、町工場等立地促進条例や過疎地域産業開発促進条例を定め、企業の進出しやすい条件整備を図ってきている。現在では、国道沿線を中心に商業店舗や自動車整備工場等が多い現状である。また、亜熱帯性の気候、豊富な海洋資源な

どの自然条件を活用したリゾートホテルやレストラン、カフェ等も進出してきている。

企業誘致施策は、定住人口の増加を図り、町の活性化を進めていくために即効性のある雇用対策として期待されているが、外海離島という地理的ハンディキャップによる製品輸送コスト等の問題がネックとなり、本町への積極的な進出はそれほど見られない。本土との交流、近隣市町村との交流により情報交換を活発にし、ICT 基盤整備が図られていることを広報しつつ、進出企業の動向の把握に努める必要がある。

(6) 起業の促進

我が国の経済が成熟化するとともに、国内外の競争が激化する中で、本町地域経済の持続的な発展を図っていくためには、地域産業の一層の高付加価値化とともに、新規産業の育成を積極的に推進していくことが求められている。

このため、本町の有する地域資源や整備が図られている ICT を活用することで、各分野の起業家の育成・強化に努め、新規産業を創出し本町の活力ある産業群の形成を目指す必要がある。

(7) 商工業

本町の卸売・小売業者は、令和 3 年経済センサス活動調査によると 88 事業所従業員数 492 人となっている。町外からの大型店舗の出店やインターネットの活用をはじめとした購入手段の多様化、自家用車の普及に伴う郊外型大型店舗への人の流出等により購買環境が大きく変化したことから地元商店を取り巻く環境はますます厳しさを増している。結果として、特に荒波地区における消費者の流出による地元での購買力の低下が顕著で、地域経済への影響が懸念されているため、「地域商店」の活動支援や、移動販売ネットワークの強化により、地元での購買力を高める事業を展開することで、「買い物難民」を生じさせない施策が必要となる。

一方、本町の工業事業所数は、2019 年工業統計調査によると 12 事業所従業員数 165 人で、このうち基幹産業である大島紬を中心とする繊維産業は、全国的な消費者の着物離れ等の要因により生産量も年々減少傾向にあることから、今後も関係機関と連携を取りながら、基幹産業としての再生に努める必要がある。

また、本町の地場産業である黒糖焼酎、黒糖製造業については、原料となるさとうきび生産農家の高齢化が進んでいるものの、機械化による規模拡大を図る担い手農家の増加、一般社団法人「龍郷町地域振興公社」による振興策など、今後とも、支援体制を強化していく必要がある。

(8) 情報通信産業

本町では、平成 23 年度に町内全域に光ファイバー網を整備し、全域において企業・住民が高速通信サービスを楽しむことができる環境を構築している。また、光ファイバーを活用し町内における防災行政無線での活用や、地上デジタル放送の再送信、携帯電話基地局用回線等、地域住民の「通信インフラ」として活用されているところである。

情報通信産業は国内での市場規模を占める割合も高く、日常生活に大きな影響を与えている。IoT 社会への対応や地理的条件不利性の解消等にも役立つことから、過疎地域を対

象とした税制措置等を活用しながら、ワーケーション施設整備や離島発信のビジネスモデルの構築等、中長期的視点に立って新たな産業創出に取り組む必要がある。

(9) 観光

本町には、白い砂浜の広がる赤尾木から戸口に至る太平洋岸、周囲 10km の奄美クレーター、風光明媚な龍郷湾、国立公園の指定を受けている今井崎一帯、全国でも珍しいバショウ・ソテツの群生地、森林浴や自然観察学習に適した奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森、夕日がきれいな荒波地区海岸線等の豊かな自然のほか、奄美の伝統工芸である大島紬の製造工程が見学できる施設、明治維新の偉人西郷隆盛翁が流謫された史跡、平家の落武者を祀るといわれる神社、国の重要無形民俗文化財に指定されている「秋名のアラセツ行事」や各種伝統行事等、観光資源は豊富である。

また、マリンスポーツに適した奄美クレーターや手広海岸、ハートロック、倉崎海岸の自然条件に加え、民間リゾートホテルの整備、ダイビング客等を対象にした宿泊施設の建設が進みマリンスポットとして注目を集めている。このような自然・文化環境の中、個人旅行者から体験型観光のニーズが高まっている。

一方で、依然として宿泊施設の不足や観光関連施設の未整備等、観光客の受入れ体制が十分とはいえない。このため、人が滞留できる観光関連施設等のハード整備とともに、体験プログラムや情報発信等のソフト部分についても積極的に整備し、また、民間活力を生かした宿泊施設の整備促進、交通アクセス条件の改善を図り、恵まれた観光資源を生かしながら、他の産業と連動した新しい観光開発の手法を計画的に実施していく必要がある。

また、年々増加する観光客に対し、二次交通手段が脆弱である現況によりレンタカーを利用した観光が多いことから、町内での滞留時間を増やす取り組みも必要である。

2. その対策

(1) 農業

- ①効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手農家や認定農業者の育成・確保に努める。
- ②担い手農家への農地の利用集積を進めるとともに、龍郷町農業委員会や龍郷町地域振興公社を中心に遊休化した農地の整備と担い手への流動化を推進する。
- ③ハーベスターの導入等さとうきび栽培の機械化・省力化を推進するとともに、農作業の受委託を推進する。
- ④たんかん等亜熱帯果実の栽培技術の高位平準化を図りながら、奄美ブランドとして市場性のある高品質果実の生産を促進する。
- ⑤畜産振興にむけて経営技術研修会等を充実し、生産牛のコスト低減、品質向上を図るとともに、草地造成など畜産農家の作業負担の軽減を促進する。また、町内で発生する除伐材等を敷料として利用できるよう機械導入し、敷料の安定確保と高品質な肉用牛生産に繋げる。
- ⑥堆肥購入補助など環境保全型農業の基礎となる土づくりを推進するとともに、畜産業と連携し良質な堆肥を確保するため堆肥生産施設を建設中である。また、農機具等の共同利用をすすめて、農家の経費負担の軽減に努める。
- ⑦整備が図られている ICT を有効に利用し、生育期間の気象条件確認、作物の出荷日・地

区の検索等に活用することで、農村地域の快適な住環境の向上に努める。

- ⑧農業用水施設の整備を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。
- ⑨鳥獣被害防止のため、侵入防止柵の設置を進め、安定的な農業所得の確保を図る。
- ⑩ミカンコミバエやセグロウリミバエ等の特殊病虫害の防除対策に努め、安定的な農業所得の確保を図る。

(2) 林業

- ①森林整備計画に基づき計画的な造林・保育などの森林整備を実施し、森林資源の育成に努める。
- ②町有林・保安林の保護など森林の公益的機能を持続させるとともに、保健・教育・観光の場としての整備を進める。
- ③造林事業等の確保、拡大に努めるなど森林組合の育成と体質強化を進める。
- ④ソテツ等特用林産物について、病虫害対策に努めるとともに、生産を拡大し、林家所得の向上を図る。

(3) 水産業

- ①魚礁、中層型浮魚礁等の整備を計画的に推進し、漁場の整備開発に努める。
- ②イシガキダイ・スジアラ等の優良魚種放流を継続的に推進するとともに、島の海の豊かな環境の保全を目的とした事業の推進、また温暖な気候に適した藻類養殖業の活性化に努める。
- ③漁業振興の中核となる漁業協同組合の育成強化を図るとともに、青年女性部の育成、活動強化や後継者の育成に努める。
- ④観光漁業など安定性のある新しい営漁体制を促進する。
- ⑤シイラ・ムロアジ等未利用資源の活用を図るため、水産加工施設等の整備を進めるとともに、水産加工品の特産品化に努める。
- ⑥漁港の継続的整備及び景観や親水性に配慮した漁港関連施設整備を推進する。
- ⑦高速ブロードバンドを有効利用し、水産物の有利な出荷を計っていくことで、漁業従事者の所得向上に努める。

(4) 地場産業の振興

- ①地域資源を活用した特産品開発と未利用資源の掘り起こしを図る。
- ②老朽化が進む島育ち産業館を、商工観光業振興の拠点として改修を行う。
- ③ふるさと納税返礼品を活用した新たな販路開拓、国内だけでなく海外への販路拡大を推進する。
- ④パッション・たんかん等加工品の原料となる作物の生産を振興し、原料の安定供給と農家所得の向上を図る。また、規格外品や小規模生産の有効活用を図るため、新たに加工生産施設を整備し、地場産業の振興を図る。
- ⑤ふるさと納税事業を継続して実施し、特産品のさらなる販路拡大を目指す。
- ⑥宿泊・体験サービス等の返礼品をより充実させ、龍郷町への誘客を図る。

(5) 企業誘致

- ①町工場等立地促進条例等の誘致企業に対する優遇措置を継続して実施し、企業の進出しやすい条件整備に努める。
- ②海洋資源など本町の自然・特性を生かした企業や研究機関の誘致に取り組む。
- ③本町の魅力ある自然を生かした観光リゾート関連産業の誘致を目指す。
- ④地域資源活用型・若年者雇用型の企業誘致に努める。
- ⑤本土在住出身者等との交流活動を積極的に行い、進出企業の情報収集に努める。
- ⑥情報通信基盤の整備が図られていることを生かし、関連企業の誘致を図る。

(6) 起業の促進

- ①新規産業の創出や新製品の研究・開発等を促進する。
- ②県工業技術センターやかごしま産業支援センター、鹿児島ブランド支援センター等と連携を図りながら、研究開発や人材育成、情報提供を積極的に推進する。
- ③国・県及び奄美群島振興開発基金等との連携を図りながら、各種融資制度の活用による起業の促進を図る。
- ④情報通信基盤の整備が図られていることを積極的に発信し、ICT を利活用した起業を促進していく。

(7) 商工業

- ①商工会の強化を図り、購買力の向上や収益率を高める組織活動の基盤充実に努める。
- ②融資制度の利用促進に努め、消費者や時代のニーズに対応した店舗改装や増築、商品の情報化対策など商業環境の近代化、高度化を推進する。
- ③商工会等の関係団体と連携をとりながら、大島紬技能者養成、後継者の育成等を図るとともに、消費者や時代のニーズにマッチした新商品の開発や品質向上等を支援する。
- ④大島紬を活用した特産品づくりに取り組む。
- ⑤町内の黒糖焼酎製造事業所の情報発信を行うことで、地場産品の振興を促進する。
- ⑥農林水産物や加工品、自然、伝統文化といった地域資源や知名度の低い特産品販売業者等を「龍郷町地域振興公社」でサポートし、収益等を生産者に還元していく。

(8) 情報通信産業

- ①本町全域に敷設している光ファイバー網の維持管理を行うとともに、ワーケーション施設等の整備を行い、ICT 技術の活用を促進する。
- ②携帯電話不感地域の解消を行い、利便性の向上を図る。
- ③地上デジタル放送難視聴地域の解消に取り組む。
- ④光通信を活用した防災行政無線の整備と長寿命化を推進する。

(9) 観光

- ①松並木・桜並木等の景観整備を促進する。
- ②更新が完了した「奄美自然観察の森」の設備を活かし、観光ツアー等の誘客を図る。
- ③島の豊かな自然・ゆとり・やすらぎある生活空間を活用して体験型観光を推進する。

- ④ふるさと祭り等の各種イベント開催や、奄美満喫ツアー事業の実施により、人が集まるまちを創出する。
- ⑤全国的に評価の高い島唄、八月踊り等の伝統文化を生かした「種おろしツアー」等の観光メニューを創出する。
- ⑥主要都市と奄美大島間の航空航路運賃の軽減や、交通アクセスの利便性を高めるなど、関係機関に引き続き要請する。
- ⑦希少野生動植物の保護やサンゴ礁の保全を進めるとともに、世界に向けて豊かな自然の価値を発信していく。
- ⑧奄美群島国立公園を始め、各種観光地の整備を計り、特有な文化・歴史・自然を発信するとともに、観光客の誘致を図っていく。
- ⑨レンタサイクルを活用し、町内での滞留時間増加を図り、町内の観光業や飲食業、関連する産業の振興を図る。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	県営農地環境整備事業 (嘉渡地区)	県	
		農村集落基盤再編整備 事業（戸口地区）	県	
		県営農道集落道整備事 業（大美・浦地区、瀬 留地区）	県	
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保 全事業	町	
		海岸施設保全事業（龍 郷漁港）	町	
	(4) 地場産業の振 興 (加工施設)	島育ち産業館改修事業	町	
		加工生産施設整備事業	町	
	(9) 観光又はレク リエーション	ワーケーション施設整 備事業	町	
		加世間峠整備事業	町	
		たつごうサイクルプロ ジェクト	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (商工業・6次 産業化)	奄美群島農林水産物等 輸送コスト支援事業 (農林水産物)	町	内容：生産性向上に係る支援 必要性和効果：奄美群島の流通 条件不利性から生じるコストの 軽減が図られる。
		奄美群島農林水産物等 輸送コスト支援事業 (加工品)	町	内容：生産性向上に係る支援 必要性和効果：奄美群島の流通 条件不利性から生じるコストの 軽減が図られる。
		加工品等販路開拓支援 実証事業	町	内容：群島外への販路拡大支援 必要性和効果：奄美群島の流通 条件不利性の改善が図られる。
		農地再生パワーアップ 事業	町	内容：生産性向上に係る支援 必要性和効果：地域振興公社へ 事業を委託し耕作放棄地の解消 等地域産業振興が図られる。
	(観光)	奄美満喫ツアー負担金 事業	実 行 委 員 会	内容：観光誘致施策への補助 必要性和効果：奄美大島 5 市町 村で連携し、地域資源を活用し た観光客等の誘致が図られる。
	(その他)	サンゴ礁保全対策事業	町	内容：オニヒトデ等の駆除対策 必要性和効果：奄美群島の自然 環境・生活に寄与する。
	(11) その他	港湾施設改良費統合補 助事業（芦徳港）	町	
		港湾施設改良費統合補 助事業（戸口港）	町	
		港湾メンテナンス事業 (戸口港)	町	新規
		多面的機能支払交付金	町	
		中山間直接支払交付金	町	
		地籍調査事業	町	
		地域振興公社運営	公 社	

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	①製造業 ②ソフトウェア業 ③旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」の「2. その対策」及び「3. 計画」のとおり。

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点

(1) 情報化の推進

本町は平成23年度に町内全域に光ファイバー網を整備し、高速ブロードバンドの提供を行っている。光ファイバーを活用し、地上デジタル放送難聴区域におけるデジタル放送の再配信サービスの提供や、防災行政無線による災害時の確実な情報伝達等の行政サービスに役立てている。

しかしながら、整備から10年余りが経過し、芯線の経年劣化や主要設備の老朽化等への対応が課題になっている。特に、国施策で進められてきた地上デジタル放送への移行に伴い、町内一部地域では「自主共聴」という形で対応をしてきたが、共聴施設が老朽化しており更新に向けた喫緊の対応が必要となっている。

また、令和2年からサービスが開始された5Gや、自前で整備可能なローカル5Gなど新たな通信方式についても、今後の動向を把握しながらより利便性の高い通信環境を維持・発展させていかなければならないほか、情報化の進展にともなう情報格差（デジタルデバイド）の是正に向けた取組も実施していく必要がある。さらには、増加が予想される海外からの来訪者への対応として、近年要望の多い公衆無線LANの整備を含めたICT環境の整備遅れも課題となっている。

2. その対策

(1) 情報化の推進

- ①防災行政無線を継続して整備し、災害時における迅速、的確な情報の提供と平常時におけるきめ細かい行政情報の提供に努める。
- ②「龍郷町情報化基本計画」に基づき、情報通信技術革新に対応した地域情報化の推進に努め、ICT技術等を活用した行政サービスの充実を図る。
- ③地上デジタル放送（共聴）及びラジオ放送の難視聴区域を解消するために必要な施設を整備する。
- ④高速ブロードバンドを活用して、関係機関と連携を図りながら観光・教育の振興や介護福祉サービスの充実を図るほか、ワーケーション施設の整備等を検討する。
- ⑤携帯電話基地局を新たに整備し、主要観光地における携帯電話不感地域の解消を図る。
- ⑥情報化の進展に伴う情報格差（デジタルデバイド）の是正を促進する。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設 名）	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施 設	地上デジタル放送再 送信設備点検保守業 務	町	
	(テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設)	地上デジタル放送共 聴施設整備事業	町	新規(辺地共聴施設高度化支援 事業)
	(その他の情報 化のための施 設)	ワーケーション施設 整備事業	町	

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 国道、県道及び町道、港湾の整備

本町の道路交通網は、国道 15.1km・県道 23.5km・町道 119.0km（令和2年度末現在）で形成されている。このうち町内の国道・県道については、奄美群島振興開発事業により計画的に整備が進められており、現在は国道58号において、幅員が狭く通行困難であった浦地区の拡幅工事に着手している。また、町道の整備については、地方道路交付金事業・町単独事業等を主体に実施計画に基づき整備を進め、整備率は改良率77.2%、舗装率77.3%となっている。町道のうち集落内道路については、改良・舗装率とも高い水準で整備されているが、山間部や農地における町道については、未整備区間があり、町道の整備率を低下させている要因のひとつとなっている。また昭和40年から50年にかけて整備された道路については、老朽化により舗装の修繕が必要であることから、計画的に路面補修工事を実施して、通行の安心・安全を図っている。

今後は、未整備路線や集落から要望がなされている新規及び改良が必要な路線等について、その緊急性・効率性・重要性を十分検討したうえで計画的な道路整備に努めるとともに、本町荒波地区の生活、産業の浮揚に大きな効果が期待される主要地方道名瀬竜郷線のトンネル建設を要望していく必要がある。

港湾については、貨物取り扱い基地港としての機能を有する竜郷港と、漁船対策港としての機能を有する戸口港・円港・芦徳港、合計4港を有している。平成8年度に戸口港、平成9年度に竜郷港、平成11年度芦徳港、平成14年度に円港の整備が完了し、今後は港湾長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した各施設の維持管理に努める。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

本町の農林業関連道路交通網は、農道22.5km・林道9.1km（令和3年4月現在）で形成されている。このうち農道については、農業基盤整備促進事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業や町単独事業等により、計画的に整備が進められているが、路面や橋梁等の損傷・劣化等の発生や事業要件を満たせずに未整備となっている路線も多くある。また、

林道の整備については、林道改良事業・町単独事業等を主体に実施計画に基づき整備を進めているが、整備率は改良・舗装率 77.3%となっている。今後は、町道との調整を図りながら未整備路線、集落から要望がなされている新規の路線等について、その緊急性、重要性を十分検討したうえで計画的な道路整備に努めていく必要がある。

漁港については、合計7漁港（秋名漁港2地区（秋名、嘉渡）、安木屋場漁港、龍郷漁港4地区（龍郷、番屋、玉里、加世間））が整備され、現在のところ管理のみ行っている。

町内道路現況（道路現況調書）

令和2年度末現在

路線名	実延長	改良済	舗装済	改良率	舗装率	橋梁数	橋梁延長
	m	m	m	%	%		m
国道58号	15,072	15,072	15,072	100	100	14	253
小計（国道）	15,072	15,072	15,072	100	100	14	253
名瀬竜郷線	18,912	18,912	18,912	100	100	12	160
戸口大勝線	3,845	3,291	3,845	85.6	100	2	60
龍郷奄美空港線	777	777	777	100	100	0	0
小計（県道）	23,534	22,980	23,534	97.6	100	14	220
町道1級4路線	14,029	13,206	13,118	94.1	93.5	8	118
町道2級4路線	17,632	12,178	12,192	69.1	69.1	2	51
その他137路線	87,313	65,096	65,457	74.6	75.0	54.5	494
小計（町道）	118,974	90,480	90,767	76.1	76.3	64.5	663
合計	157,580	128,532	129,373	81.6	82.1	92.5	1,136

（3）交通確保対策

本町は各集落が国道58号と主要地方道名瀬竜郷線等の幹線道路で結ばれており、公共交通については民間バス会社1社により定期路線が運行されているが、利用者は減少してきている。公共バス路線は、学生やお年寄りにとって大切な交通手段であり、生活交通として維持すべきものであるため、利便性やサービスの確保を関係機関に働きかけるとともに、生活交通確保対策としての取り組みとしての高校生バス通学費助成制度や70歳以上の高齢者を対象とした町内区間無料制度を広く周知する必要がある。

また、宿泊施設や観光関連施設へのアクセスも路線バスが利用されているが、バス停においては整備が遅れており、荒天時にはバス待合客等が不便を来しているところであり、バス停が無いまたは老朽化が著しい箇所の整備が必要である。

2. その対策

（1）国道、県道及び町道、港湾の整備

①国道・県道の整備については、トンネルや橋梁の老朽化による劣化等に対応するほか、国道58号浦拡幅事業の整備を促進し、円滑で安全・安心な車両通行の確保に努める。

また、特に過疎化の著しい荒波地区と名瀬市街地を結ぶ主要地方道名瀬竜郷線のトンネル整備を奄美市と連携して要望する。

②町道の整備については、観光道路としての位置づけがある安木屋場今井崎線、本茶安木

屋場線、屋入赤尾木線の整備を継続して進めるとともに、老朽化した橋梁や路面の補修工事を実施して、通行の安全性を確保する。集落から改良要望がある路線については、必要性を十分協議検討したうえで、財政面を考慮した長期計画を策定して、年次的に対応する。

③港湾の整備については、既に改修事業を完了していることから、今後は老朽化に対応する補修工事を長寿命化修繕計画に基づいて実施する。

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

①農道・林道を安全で快適に利用するため、路面や橋梁等の損傷・劣化等の早期発見・予防に努め、長寿命化計画に基づき整備を進めていく。

②事業要件を満たせずに未整備となっている路線については、問題点の整理・把握に努めるとともに、事業効果等を十分見極めながら整備推進を図る。

③農道・林道の通行に支障が生じないように沿線の樹木等の伐倒・除伐を適宜実施する。

④農産物の効率的な集出荷と品質低下を防止するため、農道の整備を推進し、流通の合理化及び農業所得の向上に努める。

⑤林業振興を図るため、林道の整備を促進する。

(3) 交通確保対策

①バス路線・便数の確保や道路体系の整備を図り、住民の要請を関係機関に働きかける。

②お年寄り・学生の交通手段の確保のため、廃止路線代替バスの運行補助を行う。

③利用者の利便性を図るため、バス停が無いまたは老朽化が著しい箇所について整備する。

④外海離島ゆえの高額な航空運賃・航路運賃の負担を軽減する。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 (道路)	社会資本整備総合交付金事業（本茶安木屋場線）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（屋入赤尾木線）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（玉里1号線）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（安木屋場今井崎線）	町	
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（大勝本茶線）	町	
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
		修事業（中勝戸口線）		
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（屋入赤尾木線）	町	
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（戸口田雲線）	町	
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（瀬留当原線）	町	新規
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（赤尾木西通り線）	町	新規
		防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（浦津ノ子線）	町	新規
		道路新設改良工事（安木屋場1号線）	町	
		道路新設改良工事（千田袋線）	町	
		道路新設改良工事（芦徳1号線）	町	
		道路新設改良工事（浦八枚又線）	町	新規
		道路新設改良工事（嘉渡2号線）	町	新規
		道路新設改良工事（根原加世間線）	町	新規
	(橋りょう)	道路メンテナンス事業（屋入赤尾木線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（金久・松ノ木線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（玉里1号・2号線）	町	新規
		道路メンテナンス事業玉里（4号・8号・18号線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（浦赤尾木線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（浦八枚又線）	町	新規

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
		道路メンテナンス事業（大勝半田線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（上戸口向里線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（根原加世間線）	町	新規
		道路メンテナンス事業（トキワ金久線）	町	新規
	(2)農道	農地整備事業（通作・保全）大美・浦地区	県	
		県営農道集落道整備事業 瀬留地区	県	新規
	(3)林道	林道改良事業（円林道）	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 （公共交通）	奄美群島航空・航路運賃軽減協議会負担金	協議会	内容：協議会運営に係る補助 必要性和効果：奄美群島の条件 不利性の改善が図られる。
	(その他)	高校生バス通学費助成金交付事業	町	内容：町外校への通学費補助 必要性和効果：将来世代の人材育 成への寄与となる。
		専門学校生通学費助成事業	町	内容：町外校への通学費補助 必要性和効果：島外への人口流 出防止に期待される。
		地方公共交通特別対策事業	町	内容：路線バス道路までの補助 必要性和効果：バス路線の沿線 に居住する住民の交通手段の 活性化が期待される。
		高齢者バス補助事業	町	内容：町内高齢者のバス運賃補 助 必要性和効果：免許返納等をした 高齢者の交通手段の活性化 が期待される。

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 上水道

本町の水道事業は、昭和36年度の事業開始以来、数次にわたって施設の拡張整備を進めてきた。この結果、現在100%の水道普及率となっている。また、平成30年度から、龍南地区簡易水道事業・荒波地区簡易水道事業・芦徳地区簡易水道事業を統合し上水道事業として事業を行っている。

これまでの国庫補助事業による施設の改築・更新事業によりほぼ全ての管路が耐震適合性を有しており、管路以外の施設については一部の施設で老朽化が進行している。健全な

経営を前提とした施設の整備計画に沿った施設の更新が必要である。また、給水人口は、比較的緩やかな減少傾向となっており給水量及び有収量の減少が予想され水道料金の収入も減少することが予想されることから、水道事業の経営に影響を及ぼす可能性が考えられる。

また、安全で安心なおいしい水道水の安定供給を最大目標として事業を行っていくなかで、災害に強い水道事業をめざし災害時に必要な最低限の飲料水・生活用水を確保することが急務である。

(2) 生活排水処理

近年の生活水準の向上は、生活排水による河川・海域等の水質汚濁という新たな環境問題を招いており、自然・生活環境の悪化という形で日常生活と密接に関わっている。また、地球環境問題への関心も急速に高まり、環境を悪化させない日常生活の心がけなど、日頃の生活方法から地球環境保全活動の実践が求められており、これに向けて各種施策の充実を図る必要がある。

本町においては、平成 10 年度から特定地域生活排水処理事業を導入し、合併処理浄化槽を整備しているところであるが、合併浄化槽の処理人口は全体の 83.77%（令和 6 年度末現在）と約 2 割の世帯からの生活雑排水は未処理のまま集落の排水路を通して河川・海域に放出されている。また、町内の一部では排水路さえ未整備の箇所もあり、長期的観点に立った対策が求められている。

このため、今後ともし尿処理を含めた生活排水処理基本計画の基本的指針に基づき、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、生活排水処理対策を積極的に進める必要がある。また、町民の生活排水に対する意識啓発、し尿再処理施設の維持管理に対する意識啓発、さらには自然環境保全のために一人一人の日常生活の心がけなどの普及・啓蒙活動を展開する必要がある。

(3) 廃棄物処理

近年の生活水準の向上や産業経済活動の進展に伴い、各家庭や事業所から排出されるごみの量は年々増大している。また、質的にも多種多様なごみが排出されており、ごみ処理に伴う財政負担は大きな行政課題になっている。

一般廃棄物については、平成 9 年度から大島地区衛生組合に加入し、週 6 回（不燃物 1 回、可燃物 5 回）許可業者委託による収集を行い、クリーンセンターによる処理体制をとっているが、施設をより長く使用していくためにも、町民のごみに対する意識の啓発、ごみの分別の徹底・減量化を推進していく必要がある。さらに分別の徹底・減量化を図るためには、ごみの有料化へ向けて施策を検討する。また、容器包装リサイクル法の 4 品目や段ボール、古紙等の資源ごみの分別収集についてさらなる町民の意識向上が必要である。

粗大ごみについては、毎週月曜日に許可業者に委託して収集し、一般廃棄物同様クリーンセンターで処理しているが、不法投棄も後を絶たないため環境パトロールの強化や町民への意識啓発等が求められている。

さらに、産業廃棄物の処理等の環境問題が県内外でも叫ばれており、適正な処理が必要となっている。ごみの減量化がなかなか進まないため、年々大島地区衛生組合負担金や汚

泥再生処理センター負担金が上昇し、財政を圧迫している。

(4) 消防・救急施設の整備

本町の消防の現況は、高齢化が進行し高齢者救急が増加していることと、観光客の増加や社会活動の変化により多種多様な事故や救急事案の発生が見られる。また台風や大雨による避難では、避難生活における良好な生活環境の確保・支援のために避難場所で長時間待機等が求められ、これに対応する消防職員・消防団員の充実・強化が課題である。

施設・設備の整備状況については、これまで年次的な優先順に基づき整備を進めてきたが、経年による施設・設備の劣化は避けられない。災害による被害を最小限にとどめるため、今後も計画的な更新が必要である。

2. その対策

(1) 上水道

- ①龍郷町新水道ビジョン、経営戦略、アセットマネジメントに基づき事業を推進し、経営基盤の強化を図る。
- ②水道水の安全の確保として、水源の環境保全に努め、水質管理を強化し、良質な水道水の供給に努める。
- ③確実な給水の確保として、水道施設の耐震性を確保し、水道施設全体のバックアップ能力の向上を図ることで、災害による被災を最小限に食い止め、万が一被災した場合でも迅速な復旧を可能とし、必要最小限の飲料水や生活用水を確保・供給する。
- ④水道サービスの持続性の確保として、利用者のニーズを満足する給水サービスを実現し、給水量が減少していく時代においても、人材育成や広域化などの経営基盤の強化方策を検討し、健全な事業運営を継続する。

(2) 生活排水処理

- ①河川・海域の汚染防止と衛生的な生活環境を確保するため、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、年次的に合併処理浄化槽設置を行う。
- ②川や海を汚さない広報活動を強化し、町民一人一人が家庭でできる生活排水対策について普及・啓発に努める。
- ③し尿処理に対する意識啓発を行い、大島地区汚泥再生処理センターの適正維持管理を行い、施設の負担金増額を抑えていくような施策を推進する。

(3) 廃棄物処理

- ①大島地区衛生組合に加入している市町村と連携しながら、一般廃棄物・資源ごみ分別の徹底を図り、環境保全に努める。
- ②分別の徹底・減量化を図るために、ごみの有料化へ向けての施策を検討する。
- ③産業廃棄物の適正な処理のため、県及び関係業界と連携し環境保全に努める。
- ④国道沿線及び公共の場所における廃車放置について自動車等放置防止条例により適正な処理を行う。
- ⑤ごみに対する意識啓発を行い、クリーンセンターの適正維持管理に努め大島地区衛生組

合負担金増額を抑えていくような施策を推進する。

(4) 消防・救急施設の整備

- ①大島地区消防組合、消防団の消防資機材の整備充実を促進するとともに、消防職員・消防団員の技術向上に努める。
- ②耐震性貯水槽、消火栓の適正配置に努め、消防水利施設の適正管理を図る。
- ③災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底を図る。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設 名）	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境 の整備	(2)下水処理施設 （地域し尿処理 施設）	浄化槽市町村整備推 進事業（合併処理浄化 槽設置）	町	
	(3)廃棄物処理施設 （ごみ処理施設）	改修整備分担金事業	大島 地区 衛生 組合	新規 内容：施設整備に係る補助 必要性と効果：安定した一般廃 棄物処理が図れる。
	(5)消防施設	消防自動車購入事業	町	
		消防車庫整備事業	町	
		消火栓整備事業	町	
	(6)公営住宅	公営住宅ストック総 合改善事業	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 （生活）	名瀬クリーンセンタ ー負担金事業	大島 地区 衛生 組合	内容：施設運営に係る補助 必要性と効果：住みよい生活・ 自然環境の保全が図られる。
		汚泥再生処理負担金 事業	大島 地区 衛生 組合	内容：施設運営に係る補助 必要性と効果：住みよい生活・ 自然環境の保全が図られる。
(8)その他	地方改善施設整備事 業	町		

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 安心して子どもを産み育てるための対策

近年、家族形態の多様化、女性の社会進出の増大等により子どもを取り巻く環境は、大きく変化してきており、子育てに不安を感じる親や子育ての経験と知識に乏しい親が増加している。

本町における出生数は、年間 40 人を下回り緩やかな減少傾向にある。このような中、安心して子どもを産み育てられるよう、令和 6 年度から子ども家庭センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産・子育てに不安を持つ人が気楽に相談できる機会の提供に取り組む。また産後ケアの充実や妊産婦健診、不妊治療費等の助成など経済的負担軽減を図り、安心して生み育てやすい環境を整備する必要がある。

また、県の制度を独自に拡充し、0 歳から高校卒業まで子ども医療費の全額給付を実施し、経済的不安を軽減する手厚い支援が必要である。

(2) 子どもの保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本町では、現在、認可保育所、へき地保育所で児童の健全育成に努めているが、共働き世帯の増加に伴い、認可保育所への入所希望が増えている。また、令和元年 10 月から保育の無償化が開始されたことに伴い、へき地保育所では定員割れの施設もある。

近年は社会経済情勢の急激な変動に加え、核家族化や女性の職場進出による共働きの増加により、子どもを取り巻く環境が大きく変化しつつあり、延長保育、乳児保育、病児保育等の子育てに対する住民ニーズも多様化している。

このような中、子どもの健全育成を図るため、今後とも関係機関の協力を得ながら、保育内容の充実、保育所の統廃合を含めた施設の整備、職員研修の充実等、地域に密着した児童福祉を推進していく必要がある。

(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本町の高齢化率は、県と国を大きく上回っている。令和 8 年 3 月末現在の住民基本台帳によると 5,884 人に対し、65 歳以上の人口は 2,051 人で、高齢化率は 34.86%となっており高齢化が急速に進んでいる。

介護保険制度では、要支援、要介護に認定された人は介護保険のサービスを受けることができるが、それ以外の高齢者福祉需要が増大してきており、各集落での見守りの組織化等、高齢者の増加に伴う高齢者福祉サービス施策の充実が求められている。

支援を推進するとともに、高齢者の豊かな知識・経験を生かして社会活動に参加できる地域環境や地域包括ケア体制づくりが求められている。

(4) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

令和 7 年 3 月末現在、本町の身体障害者手帳保持者は 312 人で、町全体の人口に対する比率は 5.3%となっている。また、精神手帳保持者は 60 人、知的障がい者の療育手帳保持者は 75 人であるが、近年の心身障がい者の態様は複雑化しており、それぞれのニーズに応じた対策を必要としている。このため、障がい福祉関係者による連携や支援の体制を強化していくことが必要である。

一方、母子及び父子並びに寡婦福祉については、令和 7 年 6 月末現在、母子世帯数 93、寡婦世帯数 62、父子世帯数 12、合計 167 世帯で本町総世帯数の 5.1%を占めている。今後も、これら対象者の経済的自立と生活意欲の向上をめざし、必要な資金の貸付、親と子の交歓研修、生きがい対策事業、各種研修を充実する必要がある。

龍郷町の集落別総人口、高齢者人口（65歳以上人口）及び高齢化率

（令和8年3月末現在）

集落名	総人口 (A)	高齢者 人口 (B)	高齢化 率 (B/A)	集落名	総人口 (A)	高齢者 人口 (B)	高齢化率 (B/A)
	人	人	%		人	人	%
秋名	167	87	52.10	大勝	881	209	23.72
幾里	160	70	43.75	川内	74	38	51.35
嘉渡	195	132	67.69	中勝	482	159	32.99
円	133	67	50.38	下戸口	158	34	21.52
安木屋場	104	62	59.62	中戸口	234	89	38.03
龍郷	217	75	34.56	上戸口	141	53	37.59
久場	72	23	31.94	手広	270	102	37.78
瀬留	329	90	27.36	赤尾木	758	241	31.79
玉里	566	148	26.15	芦徳	288	107	37.15
屋入	43	10	23.26	町全体	5,884	2,051	34.86
浦	612	255	41.67				

2. その対策

（1）安心して子どもを産み育てるための対策

- ①子ども家庭センターを設置し、あらゆる相談に応じる。
- ②妊婦から出産、子育て期までの切れ目ない支援の推進を図る。
- ③ファミリー・サポート・センターの活動促進を図る。
- ④子育て家庭への経済的負担を図るため、医療費助成の拡充や出産祝金の支給を実施する。

（2）児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ①認可保育所の老朽化で建替が必要であるが、今後予想される保育所児童数の減少に対応するため、保育所の統廃合も含め検討し、特別保育等の積極的な取り組みを行い、適正な保育所運営により子育て支援に努める。
- ②認可保育所への入所希望増加に対し、民間認可保育所を含めた対応策を進める。
- ③共働きの増加に伴い、学童保育を実施する。

（3）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ①第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、地域共生社会の実現、尊厳が守られるくらしの実現、安心・安全な暮らしの実現、介護保険事業の適切な運営を基本的視点として掲げ総合的に推進する。
- ②地域包括支援センターにおいて、高齢者の生活の安定のために必要な援助等の支援を包括的に推進する。
- ③高齢者の積極的な社会参加を推進するため、シルバー人材センター運営事業補助を継続

し、また老人クラブ活動の充実を図るとともに高齢者の自主的な活動を支援する。

- ④ 日常的活動・地域間交流推進のため 70 歳以上（65 歳以上で運転免許証返納者含む）を対象に町内バス無料化事業を実施する。
- ⑤ 長寿高齢者（80 歳以上）への祝い金を支給することで、在宅での自立した生活を推進する。
- ⑥ 社会福祉協議会やボランティア団体等の育成・強化を図るとともに、地域福祉ネットワークの組織化、ボランティア活動への参加促進など地域福祉システムの推進に努める。
- ⑦ 見守りを目的とした高齢者への配食サービス・緊急通報システム事業を継続する。
- ⑧ 将来において、ICT を利用し高齢者への見守りシステム等の構築を図る。

（4）障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 地域における心身障がい者を援助するために、訪問調査の推進、民生委員等との連携を図り対象者の把握に努める。
- ② 心身障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動への積極的な参加を促すとともに、町内施設と連携し職業訓練等社会復帰を促進する。
- ③ 重度心身障がい者に対し医療費助成を行い、経済的負担の軽減に努める。
- ④ 補装具給付事業・日常生活用具給付事業の充実を図るとともに、介護手当の啓発に努め在宅福祉サービスの充実を図る。
- ⑤ 地域における障がい福祉関係者による連携や支援の体制、地域の課題や新たな支援方法等について定期的に協議・共有する。

3. 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (保育所)	認可保育所建設事業	町	内容：老朽化した施設の建替必要性と効果：共働き世帯への支援や子育て支援の充実を図り、子供の社会性・協調性を育む。
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	「食」の自立支援事業 (見守り及び配食サービス)	町	内容：配食サービスの補助必要性と効果：高齢者の食生活の改善が図られる。
		敬老祝金支給事業 (80 歳以上長寿祝金)	町	内容：敬老祝金の支給補助必要性と効果：健康長寿への意識づくりが醸成される。
		家族介護慰労事業 (在宅介護人手当)	町	内容：在宅介護人手当の補助必要性と効果：要介護者の在宅生活継続等が期待される。
		在宅重度心身障がい者等介護人手当支給事業	町	内容：在宅介護人手当の補助必要性と効果：要介護者の福祉増進に寄与される。
		奄美地区地域自立支援協議会負担金	協議会	内容：障がい福祉サービス基盤の整備 必要性と効果：障がい福祉関係

				者による連携や支援の体制強化が図られる。
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(健康づくり)	食生活改善推進連絡協議会補助金	町	内容：健康づくりの支援 必要性と効果：食を通じた生活習慣病等の予防に繋がり、医療費削減に効果的である。

第8章 保健・医療の確保

1. 現況と問題点

本町の医療体制については、民間の診療所が4カ所と歯科診療所が3カ所開設され、町民の健康保持に必要な医療の確保と医療水準の向上が図られている。また、本町は奄美市に隣接し交通アクセスも改善されたこと等により、奄美市内の医療機関に通院・入院する人が多く、今後とも広域的な観点に立った医療の充実を図る必要がある。

このような状況の中、医療専門職（保健師・看護師・管理栄養士）を配置して、町民の健康管理と疾病予防活動の充実に努めている。また、保健福祉センター「どうくさあや館」では、町民の自主的健康づくりや各種検診、健康相談、健康教育が実施されるとともに、入浴施設の活用による町民の健康増進が図られている。

今後は、高齢化社会に対応しながら、各種保健事業の充実や生活習慣病予防対策などを講じながら、町民のライフステージに応じた健康増進対策を強化していく必要がある。

2. その対策

- ①地域医療の中核となる総合的な医療機関として、県立大島病院等の施設・設備の更新や高度医療機器の整備等、地域医療水準の向上を国・県に要請する。
- ②健康診査、保健指導、体力増進等すべての町民の自主的健康づくりの場として、多世代交流センターの有効活用を促進する。
- ③第2次健康たつごう21に基づき、町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣改善や環境づくりを推進し、健康寿命の延伸とQOLの向上に努める。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(4)その他	予防接種事業（感染症予防対策）	町	予防接種を行い、感染症予防に寄与する。
		母子保健事業（母子の健康づくり）	町	母子の健康の保持増進に寄与する。

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 公立学校施設の整備等

義務教育については、令和7年4月現在、小学校7校（児童数391名、41学級）、中学校3校（生徒数171名、13学級（うち併設1校））が設置されている。施設整備面では、令和元年度に長寿命化計画を作成しており、計画的な施設維持管理を進めている。また、町内の公共機関及び学校間についてはイントラネットが整備されていることから、学校間交流等に有効に活用していく必要がある。学校給食は給食センター方式にて安心安全な給食づくりや配送に努めているほか、児童生徒の登下校の安全安心を守るためにスクールバスの運行を継続して実施している。

教員住宅については、老朽化した施設が多く新規住宅の整備とあわせて計画的な建て替えが必要である。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

近年、地域住民が社会教育に期待する度合いは益々大きくなり、この住民ニーズに対処するためには、指導力のある人材の育成が必要である。本町ではこのような状況をとらえ、生涯の各期における学習機会の拡充を図るほか、地域の連帯性を醸成するため、学校施設の開放、特にイントラネットを活用したパソコン教室の開催、各種学習指導、青少年の健全育成活動、文化活動、スポーツ活動等の充実に努めている。

また、各種スポーツ大会や文化イベントが実施されている体育・文化センター「りゅうゆう館」のさらなる活用のほか、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対して生涯学習センター「りゅうがく館」を活用し、地域住民がより充実した生涯学習に取り組める環境を創出する必要がある。あわせて、既存の中央グラウンドとりゅうゆう館を中心に各種スポーツ施設の整備の検討も欠かせない取組となる。

2. その対策

(1) 公立学校施設の整備等

- ①少子化に対応した学校の配置及び統廃合を含めた将来ビジョンを立て、町民が有効に利用できる施設整備を促進する。
- ②教育施設、給食センター、機器等の整備を図るとともに、未整備校舎及び既存の体育館について、建て替えや補修を計画的に実施し、教育環境の整備を図る。
- ③教職員が地域に定着し、生涯学習にも寄与できるような環境づくりを図るため、教員住宅の新築及び建て替えを計画的に実施する。
- ④生徒の登下校の安全安心のためスクールバスを運行する。
- ⑤イントラが整備済みであることから、各種教育システムの構築を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

- ①生涯学習の総合的、効率的な推進を図るため、関係機関・団体との連携を密にし、生涯学習推進体制づくりに努める。また、町民が参加しやすい生涯学習講座の充実に努める。

- ②町民が自主的に活動できる社会教育関係団体の育成、組織づくりに努める。
- ③「りゅうゆう館」「りゅうがく館」の機能充実と効率的な利用促進に努める。
- ④家庭・学校・地域の連携のもとに青少年の健全育成に努める。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振 興	(1)学校教育関連施設 (スクールバス・ボート)	スクールバス運行事業	町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	パソコンリース事業	町	内容：学校への資機材配備支援 必要性と効果：将来世代（小中学生）の育成に期待される。
		理科教育振興費	町	内容：学校への資機材配備支援 必要性と効果：将来世代（小中学生）の育成に期待される。
		修学旅行補助	町	内容：修学旅行費用の補助 必要性と効果：奄美群島の条件 不利性の改善が図られる。

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点

本町は、東シナ海に面した荒波地区と長雲山系以南に位置する内場地区で構成されている。このうち、荒波地区では主要地方道名瀬竜郷線の道路整備、トンネル開通等により交通条件が向上しているものの、地理的条件や雇用等の様々な生活条件により人口の流出が続いており、当地域の平均高齢化率 55.9%（令和7年3月末現在）という数字が示すように、本町のなかでも過疎化の著しい地域となっている。

また、町内全域の空き家実態調査では 186 軒の空き家を確認し、うち「危険空き家」は 46 軒、「調査中」は 38 軒、「空き家」は 102 軒となっている（令和6年度末）。

荒波地区への人の流れの創出を目的に、令和2年度に「荒波龍美館 荒波のやどり」をオープンした。この施設は、①住民や観光客の体験交流に関すること。②地域の素材を活かした料理や加工品の開発、提供。③観光交流に関する情報の発信。④移住相談窓口や空き家情報の発信—を行っている。あわせて、観光拠点発信施設として秋名集会場を新築整備し、集落民の憩いの場所・伝統文化の発信施設を整備し関係人口の創出を図っている。

奄美群島全体の課題でもあるが、若年層の減少や高齢化に伴い集落の活力が衰退してきている。町及び周辺市町村の雇用の確保を図っていくことが集落への定住促進に結び付くことから、特に地域活性化を図る施策を検討し、早急に対策を講ずる必要がある。あわせて、集落活動の核となる集会施設等について、耐力・耐震力等を勘案しながら計画的に整備を実施する必要がある。

一方、児童数の減少による学級の複式化などの現状があるものの、基本的な公共サービスの確保については大きな問題はなく、集落再編整備については検討されていない。

2. その対策

- ①地域おこし協力隊の配置や「テレワーク」「リモートワーク」の推進を図り、安定した収入の確保と人材不足の解消を進め、関係人口創出を促す。
- ②「空き家等対策協議会」を活用し、調査や空き家活用に関する啓発活動等に取り組む。また、「龍郷町移住ガイドセンター住もうディ！」による UI ターンを推進する。
- ③老朽化した集落公民館を、集落民の憩いの場所・観光拠点施設・防災拠点施設として整備を検討する。
- ④「地域活力創出事業」等、町民の自主的・主体的なふるさとづくり活動を積極的に支援するとともに、町民の地域づくりに対する意識の高揚及び自立促進を図る。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	地域活力創出事業	町	内容：集落課題解決の補助 必要性と効果：地域の自立と連 帯強化が期待される。
		集落駐在員事業	町	内容：集落駐在員との連携支援 必要性と効果：地域の自立と連 携強化が期待される。
	(3)その他	集落拠点施設整備事 業（公民館等）	町	
		地域おこし協力隊導 入事業	町	

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

文化は心の豊かさや生活に潤いを与えるとともに、地域活力、連帯感の醸成、郷土意識の高揚など幅広い役割を担っている。本町の文化活動は、奄美独特の風土に根ざした生活文化遺産として、島唄や八月踊り等の伝承文化活動や各種団体による取組が実施されており、その発表の場として、町民フェア、ふるさと祭、公民館講座発表会等を開催して、文化活動の底辺拡大と意識の高揚に努めている。

今後、体育・文化センター「りゅうゆう館」と、生涯学習センター「りゅうがく館」のさらなる有効活用を図り、若い世代への普及活動を推進する必要がある。また、国指定重要無形民俗文化財の「秋名のアラセツ行事」や、県指定の南洲流謫跡、町指定文化財等が所在しており、これら文化財の保存継承に努める必要がある。

2. その対策

- ①文化団体の育成援助を推進し、自主的な活動を促進して地域文化の継承に努める。
- ②文化財の適切な保存活用と文化財愛護思想の高揚に努め、伝承文化の継承と活用を促す。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文 化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (地域文化振興)	平瀬マンカイ保存会 運営補助	町	内容：伝統文化の保存継承補助 必要性と効果：地域社会のにぎ わい創出が見込める。
	(3)その他	体育協会運営補助	協会	

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

離島である本町では、エネルギー面では化石燃料に頼っており、輸送費等も上乗せされ
たうえで負担が増加し、町内の資金が島外へ流出しているのが現状である。現在、国を挙
げての脱炭素社会構築に向けた動きの中で、島外からのエネルギーに大きく頼っている現
状では、単に脱炭素社会構築だけでなく、防災や町の産業振興等の地域課題の解決手段や
電力小売等による地域収入効果としての再生可能エネルギーの導入効果は高く、まちづく
りや交通、産業等の様々な分野への相乗効果が見込まれる。

2. その対策

地域資源であり、地球温暖化対策となる再生可能エネルギーを活用した循環型エネルギ
ーの構築を目指し、太陽光や風力等の自然エネルギー、森林や町の基幹作物であるさとう
きび、畜産業で発生する家畜糞尿等を活用したバイオマス、バイオ燃料、（エタノール、
クリーンディーゼル、ガス）等の取組を推進し、ハイブリット車や電気自動車等の公用車
利用、インフラ整備等についても検討する。

3. 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可 能エネルギ ーの利用の 推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (再生可能エネ ルギー利用)	脱炭素化社会構築基 本・実施計画策定事業	町	内容：将来にわたる計画の策定 必要性と効果：計画的な事業実 施で持続的発展が図られる。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

本町を含む奄美群島は、戦後以来これまでにわたり各種インフラ整備で一定の成果を上
げてきているとともに、6次産業化や世界自然遺産に関連した施策、奄美群島観光物産協
会の設立等、奄美群島の自立に向けた取組を推進している。

一方で、高い流通コストや台風常襲地帯など外海離島としての地理的な不利性に加え、

安全・安心に暮らすための生活環境・定住条件の本土との格差、総人口及び若年人口の減少並びに高齢化の進行による各種産業の担い手不足、天候不良や病害虫による農作物被害、入込観光客数の低迷、情報通信基盤の格差、各種産業不振による雇用機会の縮小等の課題が恒常化し、地域経済の閉塞感が打開できない状況となっている。

これら各種課題を戦略的に解決し、自立に向けた本格的な取組をより加速させるため、奄美群島 12 市町村が一体となって取り組む計画「奄美群島成長戦略ビジョン」を策定しており、地域資源を市町村共有の資産として活用して一体となった振興発展を目指している。

2. その対策

- ①奄美群島広域事務組合の運営や実施事業に関して財政負担や人員の派遣を行う。
- ②自然環境の保全及び再生については、奄美群島国立公園指定区域の適切な保護措置を講ずるため、自然の利用と保護の両立とあわせて「奄美群島成長戦略ビジョン」等に基づく各種施策を推進していく。

3. 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1) 過疎地域持 続的発展特別事 業	奄美群島広域事務 組合負担金	組合	内容：組合運営に係る負担金 必要性と効果：奄美群島の地 理・自然・歴史的条件不利性の 改善が図られる。
		奄美群島成長戦略 ビジョン実現推進 事業負担金	組合	内容：組合運営に係る負担金 必要性と効果：奄美群島の地 理・自然・歴史的条件不利性の 改善が図られる。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	空き家対策運営補助事業	町	空き家の有効活用を図ることで定 住・移住による地域の活性化が期 待される。
	移住定住・住宅リフォーム等補助 事業	町	町内転入者のための住宅を確保す ることで定住の後押しに期待され る。
	交流・関係人口拡大構築事業	町	自然や文化等を活用した交流・関 係人口を広げ、地域活力の維持に 役立てられる。
	子ども博物学士講座	実行 委員 会	将来世代（小中学生）の人材育成 への寄与に期待される。
	男女共同参画事業	町	性別等で区分しないことで新たな 人材育成が図られる。

持続的発展施策 区分	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	奄美群島農林水産物等輸送コスト 支援事業（農林水産物）	町	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
	奄美群島農林水産物等輸送コスト 支援事業（加工品）	町	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
	加工品等販路開拓支援実証事業	町	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
	農地再生パワーアップ事業	町	耕作放棄地の解消、作物の出荷拡大が図られる。
	奄美満喫ツアー負担金事業	実行 委員会	奄美大島5市町村で連携し、地域資源を活用した観光客等の誘致が図られる。
	サンゴ礁保全対策事業	町	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	奄美群島航空・航路運賃軽減協議 会負担金	協議 会	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
	高校生バス通学費助成金交付事業	町	移住・定住促進に加え、将来世代の人材育成への寄与となる。
	専門学校生通学費助成事業	町	人材育成への寄与と島外への人口流出防止に期待される。
	地方公共交通特別対策事業	町	バス路線の沿線に居住する住民の交通手段の活性化が期待される。
	高齢者バス補助事業	町	免許返納等をした高齢者の交通手段の活性化が期待される。
5 生活環境の整備	名瀬クリーンセンター負担金事業	大島 地区 衛生 組合	一般廃棄物を適正に処理し、住みよい生活環境と自然環境の保全が図られる。
	汚泥再生処理負担金事業	大島 地区 衛生 組合	一般廃棄物を適正に処理し、住みよい生活環境と自然環境の保全が図られる。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	「食」の自立支援事業（見守り及び 配食サービス）	町	高齢者の持続的な健康づくりと食生活の改善が図られる。
	敬老祝金支給事業（80歳以上長寿 祝金）	町	高齢者の生きがいづくりや健康長寿への意識づくりが醸成される。
	家族介護慰労事業（在宅介護人 手当）	町	要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上が期待される。
	在宅重度心身障がい者等介護人 手当支給事業	町	在宅重度心身障害児・者等の福祉の増進に寄与される。
	奄美地区地域自立支援協議会負 担金	協議 会	障がい福祉関係者による連携や支援の体制強化が図られる。
	食生活改善推進連絡協議会補助 金	町	内容：健康づくりの支援 必要性と効果：食を通じた生活習慣病等の予防に繋がり、医療費削減に効果的である。
8 教育の振興	パソコンリース事業	町	将来世代（小中学生）の人材育成への寄与に期待される。

持続的発展施策 区分	事業内容	事業 主体	備考
	理科教育振興費	町	将来世代（小中学生）の人材育成への寄与に期待される。
	修学旅行補助	町	奄美群島の地理的条件不利性の改善が図られる。
9 集落の整備	地域活力創出事業	町	集落の課題解決策を支援することで、地域の自立と連帯強化が期待される。
	集落駐在員事業	町	集落の課題解決策を支援することで地域の自立と連携強化が期待される。
10 地域文化の 振興等	平瀬マンカイ保存会運営補助	町	伝統文化の保存継承活動を維持することで地域社会のにぎわい創出が見込める。
11 再生可能エ ネルギーの利用 の促進	脱炭素化社会構築基本・実施計画 策定事業	町	計画的な事業実施が可能となり効果の持続的発展が図られる。
12 その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項	奄美群島広域事務組合負担金	組合	奄美群島の地理・自然・歴史的 条件不利性の改善が図られる。
	奄美群島成長戦略ビジョン実現推 進事業負担金	組合	奄美群島の地理・自然・歴史的 条件不利性の改善が図られる。